

I. 身体拘束等の適正化について【減算規定あり、要注意！】

1. 基準省令

基準省令第44条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(以下この条において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記入しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底すること。

二 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2. 事業所がやるべきこと

① やむを得ず身体拘束等を行う場合には、記録を残すこと。

記録に書くべき内容は、

- ア その態様
- イ 時間
- ウ その際の障害児の心身の状況
- エ 緊急やむを得ない理由

の4点。もちろん、特段の理由無く身体拘束を行ったり、組織的な検討を経ずに従業者の独断で身体拘束を行うことは禁止。やむを得ず身体拘束を行う場合は、保護者とも十分に調整を行った上で実施することが望ましいこと。



② 身体拘束適正化検討委員会を定期的実施すること。

実施頻度は少なくとも1年に1回!

身体拘束事例が一切なくとも開催しないといけない点に要注意!

委員会で取り組むべき内容は、

- ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。
- イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式



- に従い、身体拘束等について報告すること。
- ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。
- エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。
- オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- カ 適正化策を講じた後に、その効果について検討すること。

が国の解釈通知で想定されている。

ア～カまでで取り組むべき項目が無い又は少ない場合は、身体拘束疑いに該当しそうな事案が無いかを確認したり、他事業所の事例やニュースなどを参考に事例検討を行うのも良い。

委員会を開催した場合は、必ずその記録を残すこと。記録に書くべき内容は、「日時」、「開催場所」、「参加者」、「議題」、「議題に対する意見等の発言記録」など。委員会の記録は、委員会に参加していない従業者に回覧するなどして、その内容について周知徹底すること。

身体拘束適正化検討委員会については、虐待防止委員会と一体的に開催することが認められているが、必ず虐待防止及び身体拘束適正化双方のトピックについて取り扱い、どちらか片方のトピックのみの委員会とならないよう、十分注意すること。

なお、西宮市のホームページにて、身体拘束適正化検討委員会の議事録のひな形【添付資料1】を公開しているので、必要に応じて活用すること。

③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

次の内容を盛り込んだ、身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

- ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
- カ 障害児又はその家族等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

なお、西宮市のホームページにて、身体拘束等の適正化のための指針のひな形【添付資料2】を公開しているので、必要に応じて活用すること。

④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

身体拘束等の適正化に関する研修を年に1回以上実施するとともに、職員の新規採用時にも実施すること。

当該基準を満たすための研修は、事業所内研修で構わないが、委員会の開催と混同してしまわないよう注意が必要。研修を行った場合は随時研修記録を作成し、研修の際使用した資料とともに保管すること。なお、研修記録のひな形については【添付資料3】を必要に応じて活用しても良い。

当該研修は、虐待防止に関する研修と一体的に開催して構わないが、必ず虐待防止及び身体拘束適正化双方のトピックについて取り扱い、どちらか片方のトピックのみの研修とならないよう、十分注意すること。

また、研修の実施については、委員会の実施と明確に区別するという観点からも、積極的にオンライン研修を含めた外部研修を活用することが望ましい。



3. 身体拘束廃止未実施減算について

上記の取り組みが適切になされていないと西宮市が判断した場合は、その事実が確認された月の翌月から3月間、以降改善が確認されるまで、利用児童全員につき、身体拘束廃止未実施減算の適用を行う必要がある(5単位/日⇒R6年度以降所定単位数の1%(予定))。

減算単位数について、令和6年報酬改定以降、所定単位数の1%とすることが予定されている。取り組みが不十分であると思われる事業所については、至急上記の取り組みを行うこと。

4. ポイントまとめ

身体拘束適正化に関する取り組みのポイントは……

- ① やむを得ない場合を除き、身体拘束は禁止。
- ② やむを得ない事情により身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ③ 身体拘束事例のあるなしにかかわらず、最低年に1回は身体拘束適正化検討委員会を実施し、記録を残すこと。
- ④ 身体拘束適正化指針を整備すること。
- ⑤ 身体拘束適正化研修を年に1回以上及び職員の新規採用時に実施すること。実施に当たっては、委員会と混同しないよう注意すること。また、研修の記録を残すこと。
- ⑥ 委員会の開催及び研修の実施については、虐待防止に関する取り組みと一体的に取り組むことができるが、その場合は必ず双方のトピックについて取り扱うこと。
- ⑦ 指針、委員会の議事録、研修の記録のひな形については、西宮市ホームページでも公開しているので、適宜活用すること。
- ⑧ 身体拘束適正化に関する取り組みについて適切になされていない場合は、身体拘束廃止未実施減算の適用を求められる可能性があるため、取り組みが不十分である場合は至急改善すること。

5. 参考資料

身体拘束適正化に関する各種様式については、西宮市ホームページより様式をダウンロードし、ご活用ください。

ホームページにつきましては、以下のいずれかの方法でご覧になれます。

1. トップページ → ページ番号検索 → 「94288419」で検索 → 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止について
2. トップページ → 事業者向け情報 → 障害福祉サービス事業者関連情報 → 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止について